
平成 2 9 年 第3回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 2 9 年 4 月 2 7 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（4 月 2 7 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告	2
○開 議 宣 告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について(上富良野町税条例等の一部を改正 する条例)	2
○日程第 4 議案第 1 号 上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(建築主体 工事)請負契約の締結について	4
○日程第 5 議案第 2 号 上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(機械設備 工事)請負契約の締結について	4
○日程第 6 議案第 3 号 東 1 線排水路整備工事(H27 国債)請負契約の変更について	6
○閉 会 宣 告	6

平成 2 9 年第 3 回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(建築主体 工事)請負契約の締結について	4月27日	原案可決
2	上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(機械設備 工事)請負契約の締結について	4月27日	原案可決
3	東1線排水路整備工事(H27 国債)請負契約の変更について	4月27日	原案可決
	報 告		
1	専決処分の報告について(上富良野町税条例等の一部を改正 する条例)	4月27日	報 告

○ 議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 4月27日 1日間
第 3 報告第1号 専決処分の報告について (上富良野町税条例等の一部を改正する条例)
第 4 議案第1号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)

○ 出席議員 (14名)

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

○ 欠席議員 (0名)

○ 遅参議員 (0名)

○ 早退議員 (0名)

○ 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	総務課長	宮下正美君
町民生活課長	鈴木真弓君	建設水道課長	佐藤清君
教育振興課長	北川和宏君		

○ 議会事務局出席職員

局長	林敬永君	次長	岩崎昌治君
主事	菅原千晶君		

午前10時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。これより平成29年第3回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

本臨時会は4月24日に告示され、同日議案等の配布を行い、その内容はお手元に配布の議事日程のとおりでございます。また、本臨時会に提出の案件は、町長から提出の4件であります。なお、議案第1号及び第2号につきましては本日議案を配布させていただいたところであり、最後に本臨時会の議案説明のため、町長以下関係職員の出席を求め、別紙配付のとおり出席してございます。以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 高松克年君

11番 米沢義英君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第3 報告第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)を行います。本件の報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(鈴木真弓君) ただ今上程いただきました報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。国におけます平成29年度税制改正関連法案の成立が、平成29年3月末になることから3月定例議会におきまして、上富良野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決をいただきました。今年度の税制改正関連法案は3月27日参議院において可決され同法案が成立し3月31日公布されましたので、直ちに改正条例の公布をするため、平成29年3月31日に上富良野町税条例等の一部を改正する条例について専決処分いたしましたので、御報告申し上げます。

平成29年度の税制改正においては、経済情勢等を踏まえ経済の成長力の底上げ等の観点から所要の改正を行うものであり、上富良野町税条例等の一部改正につきまして、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目は個人住民税の控除対象配偶者の定義について改正するものです。2点目は固定資産税について、震災等による課税標準の特例措置について創設するものです。3点目は環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の税率軽減等の特例措置について見直しをし、適用期限を平成31年3月31日まで延期するものであります。4点目は国民健康保険税について、軽減判定所得の算定金額について改正するものです。5点目は地方税法等の法令改正に伴い所要の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し御説明申し上げます。

報告第1号。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町税条例等の一部を改正する条例。次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の

議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

平成29年3月31日。

上富良野町長 向山富夫。

1ページを御覧願います。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

（上富良野町税条例の一部改正）

第1条、上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条を追ってその主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願います。

第33条第4項及び第6項は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得の申告に係る所得について所要の規定を整備するものであります。

第34条の9は、第33条の改正に伴い所要の規定を整備するものであります。

第48条第1項は、法人の町民税の申告納付について所要の規定を整備するものであります。

第50条第1項は、法人の町民税に係る不足税額の納付手続きについて所要の規定を整備するものであります。

2ページをお開き願います。

第61条第8項は、震災等による償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について定め、第61条の2により、町の特例割合を規定するものです。

第63条の2は、居住用超高層建築物に係る固定資産税額の按分方法について所要の規定の整備であります。

第63条の3は、被災市街地復興推進地域に定められた場合の固定資産税の按分について、第74条の2は、被災住宅申告に係る特例適用の規定について整備するものであります。

3ページを御覧願います。

附則第5条は、控除対象配偶者の定義変更について所要の規定を整備するものであります。

附則第8条は、肉用牛の売却に係る課税の特例について適用期限を3年間延長するものであります。

附則第10条は、地方税法の改正による所要の規定を整備するものであります。

附則第10条の2は、町の特例割合を定める規定であります。

附則第10条の3は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書に係る規定で

あります。

次に、4ページをお開き願います。

附則第16条第3項は、軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年延長するものであります。

5ページを御覧願います。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定するものであります。

附則第16条の3は、特定配当等に係る所得について町民税課税の特例について規定するものであります。

附則第17条の2は、優良住宅の造成のため土地を譲渡した場合の課税特例について適用期限を3年に延長するものであります。

次に、6ページをお開き願います。

附則第20条の2は、特例適用利子及び配当等について、附則第20条の3は、条約適用利子及び配当等に係る個人町民税の課税の特例について規定するものであります。

次に第2条関係です。

（上富良野町国民健康保険税条例の一部改正）

第2条、上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただきます、御了承願います。

第23条は、減額の対象となる所得の基準の改正により5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行26万5千円を27万円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においても、被保険者の数に乘すべき金額を現行48万円を49万円に改めるものであります。

附則。

改正附則第1条は、施行日において平成29年4月1日から施行とし、施行期日を別に定めている項目については、各号に定める日から施行するものです。

7ページを御覧願います。

第4号中における都市緑地法等の一部を改正する法律につきましては、4月25日参議院において可決されましたことから、公布番号が記載がございませんが、速やかに事務処理対応をしております。

改正附則第2条は、町民税に関する経過措置について定めるものです。

改正附則第3条は、固定資産税に関する経過措置について定めるものです。

次に、8ページをお開き願います。

改正附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置について定めるものです。

改正附則第5条は、国民健康保険税に関する経過措置について定めるものであります。

改正附則第6条は、上富良野町税条例等の一部を改正する条例(平成26年上富良野町条例第7号)の一部改正とし、軽自動車税に係る条文の整理であります。

9ページを御覧願います。

改正附則第7条は、上富良野町税条例等の一部を改正する条例(平成28年上富良野町条例第10号)の一部改正とし、軽自動車税に係る条文の整理であります。

以上をもちまして、上富良野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。

御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

9番、荒生博一君。

○9番(荒生博一君) 7ページの上から7行目。先ほど課長のほうから説明のありました都市緑地法等の一部を改正する法律。今現在、参議院で審議中ということで、最終的な審議終了を待って確定後に番号が入ってくるという認識でお間違えありませんか。

○議長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(鈴木真弓君) 9番、荒生議員の7ページ、改正附則第1条第4号中の都市緑地法等の一部を改正する法律の公布番号につきましては、先ほど条文説明で申し上げたとおり、参議院におきまして4月25日に可決をもってございます。ただ、公布月日、公布番号について、まだ告示されておりませんので、この告示をもって整理させていただきたいと考えております。以上です。

○議長(西村昭教君) よろしいですか。大丈夫ですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) ご質問がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 及び

日程第5 議案第2号

○議長(西村昭教君) 日程第4 議案第1号、上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(建築主体工事)請負契約の締結について、日程第5 議案第2号、上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(機械設備工事)請負契約の締結についてを一括として議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました議案第1号及び第2号、上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(建築主体工事)及び(機械設備工事)請負契約の締結の件につきまして、一括、提案理由の御説明をさせていただきます。

本事業は平成27年度から2か年で文部科学省と防衛省の補助を受け、上富良野中学校校舎の老朽化に伴い、管理棟及び普通教室棟を耐震改修と、大規模老朽改修並びに防音機能復旧整備を第1期工事として完了したところであり、この度、第2期工事として特別教室棟の改築及び老朽改修工事を行うものであります。

次に工事内容につきましてであります。既存のグラウンド側の2階建ての特別教室、延べ面積1,498㎡を解体し、合わせて東側の特別教室の鉄筋コンクリート造り平屋建て、延べ面積439㎡の音楽室1部屋と技術室2部屋を改修するものであります。次に新たに南側に特別教室として鉄筋コンクリート造り平屋建て、延べ面積635㎡で理科室2部屋と技術室及び多目的教室それぞれ1部屋づつ増築するものであります。

工事は、建設主体工事、機械設備工事、電気設備工事の3工種に分割し、入札につきましては事業審査型の一般競争入札による旨を4月3日に公示し、4月26日に執行いたしました。入札状況であります。建築主体工事につきましては、特定共同企業体4社の参加があり、結果は、アラタ・建名・創成特定共同企業体が293,180,000円で落札し、消費税を加えまして、本日議案の316,634,400円の契約金額となっております。また、機械設備工事につきましては、町内業者4社の参加があり、結果は、株式会社有我工業所が85,000,000円で落札し、消費税を加えまして、本日議案の91,800,000円の契約金額となっております。また、参考までに電気設備工事は、有限会社田中電気が落札いたしました。

以下、議案第1号、第2号を朗読し、提案させていただきます。

議案第1号、上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(建築主体工事)請負契約の締結について。

上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(建築主体工事)の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1 契約の目的、上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(建築主体工事)。

2 契約の方法、一般競争入札による。

3 契約金額、316,634,400円。

4 契約の相手方、アラタ・建名・創成特定共同企業体、代表者 株式会社アラタ工業、代表取締役 荒田陽史。

5 工期、契約の日から平成30年2月28日。

次に、議案第2号、上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(機械設備工事)請負契約の締結について。

上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(機械設備工事)の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1 契約の目的、上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事(機械設備工事)。

2 契約の方法、一般競争入札による。

3 契約金額、91,800,000円。

4 契約の相手方、上富良野町中町2丁目2番1号、株式会社有我工業所、代表取締役 有我 充人。

5 工期、契約の日から平成30年2月28日。

以上、説明といたします。

御審議賜りまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより議案第1号の質疑に入ります。

11番、米沢義英君。

○11番(米沢義英君) お伺いいたします。各工事等の状況等についてお伺いいたします。まず、それぞれの入札に参加する要件等があると思います。Aランクだとか、点数に何十点以上だとか、そういう要件があるかと思いますが、そういう要件というのはどういう状況であったのかお伺いいたします。次に、工事工程表の提出等についてお伺いいたしますが、契約上では14日以内という形になっておりますが、これはきちっと守らなければならないというふうに思いますが、工事契約して間もないという状況があるという状況で、もう既に提出されているかどうかわかりませんが、この点を確認しておきたいというふうに思います。また同時に、町としても工事監督員を2名、おそらく配置しなければならないというふうになっているかというふうに思いますが、それぞれの役割分担というのが、どこを受け持つのかというのがあるかなというふうに思いますが、その受け持つ範囲、あるいは名前がどなたがですね、上富良野町で言えば監督員として配置されるのか、お伺いいたします。また同時に、工事材料等における品質管理、これも当然点検しなければならない、あるいは設計書に基づいて表示あるものについては、また表示ないものについては、い

ろいろと要件があるかというふうに思いますが、そういった点検等は設計図書に基づいた品質明示がされているものについては点検もしなければならないというふうに思いますが、この点確認いたします。あと、もう1点は地元調達ということで、要件等があるかと思いますが、そういうものも含めてどういう入札要件等について、ちょっとお伺いいたします。

○議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(佐藤 清君) 11番、米沢議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、はじめに入札参加資格でございますが、まず2社または3社による特定企業体の共同施工方式ということが、まず謳われております。次に特定企業体の代表者につきましては、富良野沿線、上富、中富、富良野、南富、占冠に本店を有し、建築工事業の特定建設業の許可を受けて経営事業審査結果通知書の総合評定値が建築一式工事で150点以上であるもの、または上富良野町における入札参加資格名簿におきましてA等級に格付けされているものがまず、代表者となります。次に代表以外の構成員につきましては上富良野町内に本店を有し、上富良野における入札参加資格がB等級もしくはC等級に格付けされているものというふうになっております。次に工事の工程につきましてはですね、14日以内に提出というふうになってございますけれども、まだ契約をしておきませんので、まだデータがきておりませんが、随時、工程表は出てくるような形になっております。その辺、出てきましたらチェックを入れまして、全体行程にそってなっているかどうかなど進み具合を、そういった進捗状況を確認しながら進めていくような形になってございます。次に監督員につきましては2名でございます。今建築のほうで2名、建築の技術がありますので、2名を対応させようというふうに考えております。次に品質管理につきましてはですね、仕様書とかを受けてありますので、その中で確認をとって随時点検をして、これが設計と合っているかどうかという部分を確認しながら使用するような形をとるというような形になっております。次に、地元の調達でございますが、当然この請け負った業者につきましては地元業者でございますので、地元からできるだけ取るような形をお願いする形としております。以上でございます。

○議長(西村昭教君) よろしいですか。再質問ございませんか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

す。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(西村昭教君) 日程第6 議案第3号 東1線排水路整備工事(H27国債)請負契約の変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました議案第3号 東1線排水路整備工事(H27国債)請負契約の変更について御説明いたします。

本工事は防衛省の補助により上富良野駐屯地拡張に伴います洪水被害の防止を目的とした排水路整備工事で、大型のU型トラフを48.5m施工するもので、今年の2月26日に入札を行い、同年3月1日に議決をいただいたところでございます。工期につきましては今年の局地的豪雨及び連続台風の影響によりまして、本年2月10日の臨時議会におきまして5月15日に工期を変更したところでございまして御承認をいただいたところでございます。さてこの度、設計変更が生じたことから契約変更を行うものであります。変更内容は、まず、増額分につきましては4つございます。1つ目は柵渠工の変更、2つ目は管渠工の変更、3つ目は構造物撤去工の変更、4つ目はカルバート工設置に伴います試験費の変更によります。総額が増額分につきましては263万6千円の増額となります。減額分につきましては5つございます。1つ目は植生工の変更、2つ目はカルバート設置工の変更、3つ目は柵の設置の変更、4つ目は暗渠排水工の変更、5つ目は工事用道路の変更によりまして

384万6千円の減額となり、差し引き総額121万円の減額となるものであります。

以下、議案を朗読し提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第3号 東1線排水路整備工事(H27国債)請負契約の変更について。

東1線排水路整備工事(H27国債)請負契約の締結(平成28年3月1日議決を経た議案第28号に係るもの)を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。

契約金額、(変更前)105,084,000円、(変更後)103,874,000円。

以上、説明といたします。

御審議賜りまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより議案第3号の質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(西村昭教君) 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成29年第3回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時31分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成29年4月27日

上富良野町議会議長 西村昭教

署名議員 高松克年

署名議員 米沢義英